

大型自動車第二種運転免許取得支援 制度について

鹿児島市交通局

大型自動車第二種運転免許取得支援制度

【1 目的】

この制度は、将来、鹿児島市交通局においてバス運転業務に従事することを目指される方に、大型自動車第二種運転免許（以下：大型二種免許という）の取得に要する費用に対し、資金を給付することを目的としています。

【2 対象となる人】

採用試験に合格し、バス研修生として採用された方に対して、免許取得資金の給付を行います。

※採用試験の応募は次の2つの条件をすべて満たす方になります。

○採用予定日において大型二種免許を取得しておらず、かつ、大型二種免許試験の受験資格を有する方。

（普通自動車第一種免許、大型自動車第一種免許等取得後、通算して3年以上経過している方等）

○採用予定日における年齢が39歳以下の方。

【3 給付額】

上限60万円の範囲で、次の大型二種免許取得費用に対し、給付を行います。

○自動車教習所において教習に要する費用

※運転免許試験場における受験手数料、運転免許交付手数料、試験場までの旅費については対象外

【4 給付申請手続き】

鹿児島市交通局大型自動車第二種運転免許取得費用給付申請書（様式第1）に次に掲げる資料を添えて、受付期間内に提出してください。

（添付書類）

○自動車教習所において支払う費用（諸費用込み、補習料金を除く）が確認できる見積書等

（申請期間）

やむを得ない事由を除き採用後3日以内。

【5 給付決定について】

申請書の内容を審査し、免許取得資金の給付について適否を決定します。適当と認められるときは鹿児島市交通局大型自動車第二種運転免許取得費用給付決定通知書により通知します。適当でない場合もその旨通知します。

【6 給付の方法】

免許取得資金給付決定通知日から10日以内に、決定された給付額を口座に振り込みます。

【7 給付金の精算】

- 大型二種免許を取得した際には、免許取得日から10日以内に領収書等、大型二種免許を取得するために要した費用が確認できる書類を提出してください。
- なお、給付を受けた額が、教習に要した費用を上回る場合、その差額については当方の指定する方法により返還していただきます。

【8 返還】

給付を受けた者が、次のいずれかに該当した場合は、給付金の額を当該事項の発生した日が属する月の翌月末までに一括返済しなければなりません。

- 自動車教習所を途中で辞めた場合
- 給付後、6か月以内に大型二種免許を取得できなかった場合
- 自動車運転士として採用後、3年以内に局を退職する場合
- 偽りその他不正な手段により、給付を受けた場合

【9 その他】

次ページに鹿児島市交通局大型自動車第二種運転免許取得費用給付申請書（様式第1）を添付しています。その他の様式については、必要の都度、お渡しいたします。

様式第1（第5条関係）

鹿児島市交通事業管理者

鹿児島市交通局大型自動車第二種運転免許取得費用給付申請書

私は、鹿児島市交通局大型自動車第二種運転免許取得支援制度の趣旨を理解した上で給付を申請します。

給付金の額につきましては、自動車教習所に支払う 円を希望し、給付金を受給後は、速やかに自動車教習所に支払います。

年 月 日

氏名

(生年月日 年 月 日)

住所

自宅電話

携帯電話

(添付書類)

※自動車教習所において支払う費用（諸費用込み、補習料金を除く）が確認できる見積書等

大型自動車第二種運転免許取得資金の給付にかかる書類

の提出先および問い合わせ先

鹿児島市交通局総務課職員係

(TEL099-257-2111)